

P L 法論点別裁判例 一覧

| 条文 | 項目 | 事件名 | PL法関連訴訟一覧の番号 | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|----------------------|-----|
| 第1条 | 「人」及び「被害者」 | ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件 | 284 | |
| 第2条 | 第1項 | 製造物の要件 | エスカレーターからの転落事件 | 337 |
| | | 製造又は加工 | イシガキダイ料理食中毒事件 | 94 |
| | 第2項 | 当該製造物の特性（製造物の表示） | 給食食器破片視力低下事件（2） | 57 |
| | | | 洗浄剤硫化水素中毒事件 | 207 |
| | | | こんにやく入りゼリー1歳児死亡事件 | 256 |
| | | | 肺がん治療薬死亡事件（東京） *最高裁 | 277 |
| | | 当該製造物の特性（製造物の効用・有用性） | 肺がん治療薬死亡事件（東京） *東京高裁 | 264 |
| | | | こんにやく入りゼリー1歳児死亡事件 | 256 |
| | | 当該製造物の特性（価格対効果） | トイレプース開き戸型ドア親指切断事件 | 214 |
| | | 当該製造物の特性（被害発生の蓋然性とその程度） | 化粧品指示・警告上欠陥事件 | 36 |
| | | | こんにやく入りゼリー1歳児死亡事件 | 256 |
| | | 当該製造物の特性（製造物の通常使用期間・耐用期間） | 中古車出火焼損事件 | 58 |
| | | | 折りたたみ足場台脚部座屈傷害事件 | 136 |
| | | 通常予見される使用形態（製造物の合理的に予期される使用） | 資源ゴミ分別機械上腕部切断事件 | 82 |
| | ピアノ防虫防錆剤（ぼうせいざい）液状化事件 | | 61 | |
| | 通常予見される使用形態（製造物の使用者による損害発生防止の可能性） | 資源ゴミ分別機械上腕部切断事件 | 82 | |
| | | 介護ベッド胸腹部圧迫死亡事件 | 120 | |
| | 当該製造物を引き渡した時期（技術的実現可能性） | 食品容器裁断機リフト頭蓋（がい）底骨折死亡事件 | 56 | |
| | | 国立大学法人研究棟ガラス落下事件 | 249 | |
| | 第3項 | 業として製造・加工又は輸入した者 | イシガキダイ料理食中毒事件 | 94 |
| 製造業者として表示をした者・製造業者と誤認させるような表示をした者 | | 赤外線ドーム両下肢網状皮斑事件 | 190 | |
| 実質的な製造業者と認めることができる表示をした者 | | 健康食品呼吸器機能障害愛知事件 | 189 | |
| 第3条 | 製造物責任の要件 | 無許可添加物混入健康食品慰謝料請求事件 | 134 | |
| | | エスカレーターからの転落事件 | 337 | |
| | 主張・立証 | 携帯電話低温やけど事件 | 179 | |
| | | ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件 | 284 | |
| | 懲罰的賠償 | トレーラータイヤ直撃死亡事件 | 95 | |
| | | 外国製高級車発火炎上事件 | 99 | |
| 第4条 | 開発危険の抗弁 | イシガキダイ料理食中毒事件 | 94 | |
| | 部品・原材料製造業者の抗弁 | ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件 | 284 | |
| 第5条 | 第1項 | 長期の期間制限 | 排ガス廃液処理装置沈降槽断裂事件 | 231 |
| 第6条 | 民法の適用（過失相殺） | 食品容器裁断機リフト頭蓋（がい）底骨折死亡事件 | 56 | |
| | | カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件 | 154 | |

P L 法論点別裁判例

【第1条】

| 項目 | 事件名（P L 法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|------------|---|------|------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 「人」及び「被害者」 | ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件（No. 284） | 東京高裁 | 平成25年2月13日 |
| | <p>法1条及び3条は、・・・損害賠償請求の主体について何らの限定を加えていない上、法には他に請求主体を限定する規定も存在しない。そして、「人」、「被害者」及び「他人」とは、その文言上、<u>自然人及び法人を意味し、法人には国も含まれるから、法1条及び3条の「人」、「被害者」及び「他人」も同様に解するのが相当である。</u></p> | | |

【第2条第1項】

| 項目 | 事件名（P L 法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|--------|---|------|------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 製造物の要件 | エスカレーターからの転落事件（No. 337） | 東京高裁 | 平成26年1月29日 |
| | <p><u>製造業者等が製造物の引渡しをした後にその製造物が不動産に付合して独立した動産でなくなったとしても、その製造物は、製造物責任の対象となり得るものというべきである。</u></p> | | |
| 製造又は加工 | イシガキダイ料理食中毒事件（No. 94） | 東京高裁 | 平成17年1月26日 |
| | <p>法にいう「製造又は加工」とは、原材料に人の手を加えることによって、新たな物品を作り（「製造」）、又はその本質は保持させつつ新しい属性ないし価値を付加する（「加工」）ことをいうものと解するのが相当である。そして、<u>食品の加工について、より具体的にいえば、原材料に加熱、味付けなどを行ってこれに新しい属性ないし価値を付加したといえるほどに人の手が加えられていれば、法にいう「加工」に該当するというべきである。</u></p> <p>・・・被告は、本件イシガキダイを・・・捌き、内臓を除去して3枚におろし、身、腹す、兜、中骨に分けて、・・・身の部分を氷水で締めてアライにして原告らに提供したほか、兜や中骨の部分を塩焼きにし、本件料理として原告らに提供したことが認められる。</p> <p>そうすると、被告は、本件イシガキダイという食材に手を加え、客に料理として提供できる程度にこれを調理したものといえるから、<u>このような被告の調理行為は、原材料である本件イシガキダイに人の手を加えて新しい属性ないし価値を加えたものとして、法にいう「加工」に該当するものというべきである。</u></p> | | |

【第2条第2項】

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） 裁判所の判断 | 裁判所 | 判決年月日 |
|------------------|--|------|------------|
| 当該製造物の特性（製造物の表示） | <p>給食食器破片視力低下事件（2）（No. 57）</p> <p>●●（本件強化耐熱ガラス製の食器）の製造業者等であるY1（本件食器製造会社）らとしては、商品カタログや取扱説明書等において、●●が陶磁器等よりも「丈夫で割れにくい」といった点を特長として、強調して記載するのであれば、併せて、それと表裏一体をなす、割れた場合の具体的態様や危険性の大きさをも記載するなどして、消費者に対し、商品購入の是非についての的確な選択をなしたり、また、●●の破損による危険を防止するために必要な情報を積極的に提供すべきである。</p> | 奈良地裁 | 平成15年10月8日 |
| | <p>洗剤剤硫化水素中毒事件（No. 207）</p> <p>製造物責任法にいう「欠陥」とは、製造物の特性、通常予見される使用形態等の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう（2条2項）のであるから、製品に関する指示、警告等の情報をラベルや取扱説明書等に表示・記載するに当たっては、通常予見することができる範囲の誤使用や合理的に予見することができる範囲の誤使用によって生じる危険についてはこれを考慮することが必要であるものの、その程度の表示・記載がなされれば足りるし、製品の使用ユーザー層を前提として、通常の使用ユーザーにとって明白な危険性については、その警告等の表示・記載がなくても、上記「欠陥」が存すると認めることはできないというべきである。</p> | 東京地裁 | 平成23年1月17日 |
| | <p>こんにゃく入りゼリー1歳児死亡事件（No. 256）</p> <p>本件警告表示においては、子どもや高齢者がこれを食するとのどに詰まらせる危険性があることが、外袋表面のピクトグラフ等の記載や外袋裏側の警告文に明確に表示されており（これは赤枠で一見しても相当に目立つ警告文であることが分かる。）、しかも、通常のゼリー菓子ではなく、こんにゃく入りであることも、外袋の表にも裏にも記載され、特に、子どもや高齢者は食べないで下さいと明確に表示されていたもので、これにより本件こんにゃくゼリーの食べ方についての留意事項については、警告文として特に不十分な点はないというべきである。・・・本件事故当時は、一般消費者にとって、その食品特性を認識しにくい状態にあったともいえず、むしろ、その特性、更には事故情報についても少なくとも一定程度は既に認識されていた状況にあったといえる。</p> <p>・・・幼児や高齢者への警告表示についても、国民生活センターからの意見、農水省からの要請等を踏まえて、従来のもを変更し、本件事故当時、本件こんにゃくゼリーに本件警告表示をすることになったもので、・・・本件警告表示がされた本件こんにゃくゼリーは、通常有すべき安全性に欠けていたとまでいうことはできないというべきである。</p> | 大阪高裁 | 平成24年5月25日 |

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|----------------------|--|----------|------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 当該製造物の特性（製造物の表示） | <p>肺がん治療薬死亡事件（東京）（No. 277）</p> <p>医薬品は、人体にとって本来異物であるという性質上、何らかの有害な副作用が生ずることを避け難い特性があるとされているところであり、副作用の存在をもって直ちに製造物として欠陥があるということとはできない。むしろ、その通常想定される使用形態からすれば、引渡し時点で予見し得る副作用について、製造物としての使用のために必要な情報が適切に与えられることにより、通常有すべき安全性が確保される関係にあるのであるから、このような副作用に係る情報が適切に与えられていないことを一つの要素として、当該医薬品に欠陥があると解すべき場合が生ずる。・・・<u>医療用医薬品については、上記副作用に係る情報は添付文書に適切に記載されているべきものといえるところ、上記添付文書の記載が適切かどうかは、上記副作用の内容ないし程度（その発現頻度を含む。）、当該医療用医薬品の効果又は効果から通常想定される処方者ないし使用者の知識及び能力、当該添付文書における副作用に係る記載の形式ないし体裁等の諸般の事情を総合考慮して、上記予見し得る副作用の危険性が上記処方者等に十分明らかにされているといえるか否かという観点から判断すべきものと解するのが相当である。</u></p> | 最高裁第三小法廷 | 平成25年4月12日 |
| | <p>肺がん治療薬死亡事件（東京）（No. 264）</p> <p>特定の疾病又は症状に著効のある医薬品には副作用が生じるのが通例であるが、<u>副作用の存在にもかかわらずその医薬品に有用性を認めるかどうかは、当該疾病又は症状の生命・身体に対する有害性の程度及びこれに対する医薬品の有効性の程度と副作用の内容及び程度の相関関係で決まるものである。</u>肺癌は、・・・治療困難な疾病であり、中でも非小細胞肺癌は抗癌剤や放射線治療が効きにくく<u>治療が特に困難であること・・・、●●（本件肺癌抗癌剤）は、その中でも重篤度の高い手術不能又は再発非小細胞肺癌を適応とするものであり、日本人の非小細胞肺癌患者に対する腫瘍縮小効果が高く、血液毒性、消化器毒性、脱毛等の副作用がほとんど見られないものであること</u>・・・、間質性肺炎は、発症率にバラつきはあるが、従来の抗癌剤や抗リウマチ薬の投与でも発症する一般的な副作用であり、<u>●●による間質性肺炎の発症については危険因子特定のための研究が進んでいること・・・の諸事実を総合すると、●●の投与による間質性肺炎の発症頻度が日本人に高いという副作用・・・の存在のゆえに、●●の有用性が否定されることはなく、したがって、その副作用の存在のゆえに●●に設計上の欠陥があるということとはできないものというべきである。</u></p> | | |
| 当該製造物の特性（製造物の効用・有用性） | <p>こんにゃく入りゼリー1歳児死亡事件（No. 256）</p> <p>こんにゃくゼリーの・・・各特性による窒息事故の危険性は、その物性自体に例えば発ガン物質などの有害物質が含まれているというような食品自体の危険性ではなく、専ら、これを食べる対象者を含めた食べ方に起因して発生する危険性である。そして、こんにゃくゼリーは、・・・の特性があることにもよって、<u>独特の食感をもたらし、こんにゃくが美容や健康に良いとの考え方も相まって、・・・顧客に好まれて人気商品になったもので、・・・これらの諸点に照らせば、こんにゃくゼリーは、それを食する際に、・・・で認定した程度の頻度の窒息事故が発生したからといって、直ちにその物性自体や食品自体の安全性に問題があるものとはまではいえない。</u></p> | 大阪高裁 | 平成24年5月25日 |

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|---------------------------|---|------|------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 当該製造物の特性（価格対効果） | <p>トイレブース開き戸型ドア親指切断事件（No. 214）</p> <p>本件トイレブースにおける指詰め事故防止のためには、・・・製造・販売業者である被告において、利用者がトイレブースのドアを本来の用法以外の用法で使用できないようにするとか、本来の用法以外の用法で使用しても指詰め事故が発生しないような安全策を講ずべき必要はない。むしろ、製造・販売業者が上記レベルの安全策を講じなければならず、これを必要としない他の多数の購入者に対してまで不要の構造や材質の製品を提供せざるを得なくなり、コストが高くなるなどの問題も生ずるのであって、妥当でない。</p> | 東京地裁 | 平成23年2月9日 |
| 当該製造物の特性（被害発生蓋然性とその程度） | <p>化粧品指示・警告上欠陥事件（No. 36）</p> <p>本件化粧品の成分のどれかに対して原告のようにアレルギー反応を引き起こす消費者がいたとしても、そのアレルギー反応の出現は、本件化粧品を使用して初めて判明することであるから、本件注意文言のように、本件化粧品が「肌に合わない」場合、すなわち、皮膚に何らかの障害を発生させる場合があり得ることを警告するとともに、その場合は、使用を中止するように指示することは、<u>まれに消費者にアレルギー反応を引き起こす可能性のある本件化粧品の指示・警告としては、適切なものであった</u>というべきである。</p> | 東京地裁 | 平成12年5月22日 |
| | <p>こんにゃく入りゼリー1歳児死亡事件（No. 256）</p> <p>こんにゃくゼリーの・・・各特性による窒息事故の危険性は、その物性自体に例えば発ガン物質などの有害物質が含まれているというような食品自体の危険性ではなく、専ら、これを食べる対象者を含めた食べ方に起因して発生する危険性である。そして、・・・被控訴人会社が平成3年に同様の商品を販売し始めてから、他社製品も含めて、夥しい数の同様の商品が市場に流通し、<u>その大多数は、窒息事故もなく、顧客に親しまれて好まれる商品になった</u>といえる。また、<u>食品の窒息事故の報告例でも、その発生件数は、我が国の食文化として古くから定着している餅による窒息事故の方が断然多いことも確かであり、更に、食品安全委員会の評価書によっても、その一口による発生頻度も餡による窒息事故と同程度であるとされている</u>。これらの諸点に照らせば、こんにゃくゼリーは、それを食する際に、・・・で認定した程度の頻度の窒息事故が発生したからといって、<u>直ちにその物性自体や食品自体の安全性に問題があるものとまではいえない</u>。</p> | | |
| 当該製造物の特性（製造物の通常使用期間・耐用期間） | <p>中古車出火焼損事件（No. 58）</p> <p><u>製造時から相当期間を経過した後中古車として本件車両を取得し、さらに約一年半後本件事故が発生したが、その間、被告以外の第三者による整備・点検が繰り返された事案においては、原告らの主張するように、製造段階における「欠陥」の存在を前提として、「欠陥」の特定の程度を緩和し又は「欠陥」の存在を一応推定することはできないものと解するのが相当である。</u></p> | 大阪地裁 | 平成14年9月24日 |

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|----------------------------------|---|------|-------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 当該製造物の特性 （製造物の通常使用期間・耐用期間） | 折りたたみ足場台脚部座屈傷害事件（No. 136） | 京都地裁 | 平成18年11月30日 |
| | <p>原告は、本件足場台の天板の上に立って作業を行っていたところ、これは、本件足場台の通常の使用方法であり、その際に突然、同足場台の脚が変形したのであるから、原告が本件足場台を使用していた時点で、同足場台に何らかの不具合があったと推認される。</p> <p>そして、上記認定事実に加え、①・・・<u>本件事故は、原告が本件足場台を購入してから約3年9か月後に発生しているが、同期間は、本件足場台が通常有する安全性が維持されてしかるべき合理的期間の範囲内であると考えられること</u>、並びに、②本件足場台の形状からして、本件足場台の通常の方法以外の方法で使用されることがにわかに考え難い上、原告も、本件足場台を購入後、同足場台を通常の方法に従い使用していたと供述・・・及び陳述・・・しており、特段この供述ないし陳述の信用性を疑うに足る証拠もないことからすると、原告が、同足場台を購入後、同足場台を通常の方法に従い使用していたと推認される一方で、被告Aが被告Bに本件足場台を納入した<u>当時から、本件足場台に本件変形の原因となる不具合があったと推認されることを総合すれば、本件足場台には、欠陥及び隠れたる瑕疵があったと認められる。</u></p> | | |
| 通常予見される使用形態 （製造物の合理的に予期される使用） | 資源ゴミ分別機械上腕部切断事件（No. 82） | 東京高裁 | 平成14年10月31日 |
| | <p>通常予見される使用形態とは、製造物の予定された適正な用途、使用態様のみならず、その製造物であれば通常合理的に予期、予見される用途、使用態様も含まれるものであり、<u>使用者の誤使用であっても、通常合理的に予期、予見される使用形態であれば、製造物の欠陥の有無の判断に当たっては適正使用とみられることになる。</u></p> | | |
| 通常予見される使用形態 （製造物の合理的に予期される使用） | ピアノ防虫防錆剤（ぼうせいざい）液状化事件（No. 61） | 東京地裁 | 平成16年3月23日 |
| | <p>被告は、本件錠剤は、温度30℃以上、湿度80パーセント以上で、水蒸気の供給が常にあるという、ピアノの通常予見される使用環境とはいえない環境下での使用によってのみ液状化するものであって、欠陥はないと主張する。</p> <p>確かに、・・・によれば、ピアノに適した環境は、温度が15℃から20℃まで、湿度が50パーセントから70パーセントまでであるとされていることが認められる。しかしながら、他方において、・・・によれば、本件錠剤の液状化が問題となった地域周辺では、夏季においては、温度25℃以上、湿度80パーセント以上という環境になることも珍しくなく、たとえそれがピアノにとって適切な環境とはいえなくても、一般家庭において、常にピアノの設置環境を上記のような状態に保つのが困難であることは、経験則上明らかである。本件錠剤は、<u>アップライトピアノの内部という閉めきった風通しのない場所で使用するものであるから、たとえそれが液状化するためには、被告の主張するような前記認定の環境が必要であったとしても、それが通常予見される本件錠剤の使用環境でないものとは認められない。</u></p> | | |

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|-----------------------------------|--|------|-------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 通常予見される使用形態（製造物の使用者による損害発生防止の可能性） | <p>資源ゴミ分別機械上腕部切断事件（No. 82）</p> <p>本件機械は、控訴人X1（本件一般廃棄物処理業者）の注文により被控訴人Y（本件廃棄物再生処理業者）が組み立て、控訴人X1の工場に設置したものであり、控訴人X1は初めて一般廃棄物処理業に携わり、本件機械について専門的知識を有していなかったのから、なおさら被控訴人Yにおいて、控訴人X2（本件一般廃棄物処理業者の元役員）はじめ控訴人X1の従業員に対し、<u>本件機械の仕様、性能、危険性について具体的、詳細に説明し、その危険性について警告をすべきである。</u>被控訴人Yが、これを怠ったため、控訴人X2は本件機械の仕様、性能、危険性について理解しないまま、本件機械が稼働中でも容易にスチール缶を取り出せると誤認して本件掃除口に手を挿入したものであり、控訴人X2の誤使用ではあるが、<u>なお被控訴人Yにとって通常予期、予見され得る使用形態というべきである。</u>そして、スチール缶が選別機から漏れてアルミ選別機コンベア内に進入し、本件ローラーに付着しやすいということとあいまって、本件機械には製造物責任法に定める「欠陥」があったと認めることができる。</p> | 東京高裁 | 平成14年10月31日 |
| | <p>介護ベッド胸腹部圧迫死亡事件（No. 120）</p> <p>ギャッチベッドで背上げを行った際に利用者が胸部及び腹部に圧迫を受け、また、背上げを行ったままの状態^で長時間その姿勢を保った場合に利用者がその身体に負担を受けることは<u>明白な事実であるから</u>（介護者は自分で試してみるにより容易に理解することができる。）、介護者が、たとえば、背上げを完了した後に利用者の座る姿勢、位置等を直したり、背上げをした状態で使用する時間を利用者の容体に^{に応じて}調整するなど、<u>適宜工夫することにより、上記圧迫ないし負担を軽減することができる</u>ところである。以上の次第で、原告らの・・・主張を採用することはできない。</p> | | |
| 当該製造物を引き渡した時期（技術的実現可能性） | <p>食品容器裁断機リフト頭蓋（がい）底骨折死亡事件（No. 56）</p> <p><u>機械を停止せず、作業効率を犠牲にせず、しかも安全に荷崩れ品を排除することは、十分に可能であったものと認められる</u>（例えば、リフトが最下部でフードパックを梱包場所に移動させた後、そのまま停止するか、あるいはリフトが最上部まで上がらずに、もっと下で一旦停止して、次のサイクルに入ると同時に最上部まで上昇していくようなシステムになっていれば、安全に荷崩れしたフードパックを取り除くことができ、身体を挟まれることもなかったと考えられる。）。そうすると、<u>先ず、このような適切な排除策が講じられていなかった点で、本件機械は、通常有すべき安全性を備えていなかった、すなわち欠陥があったものと認めるのが相当である。</u>また、<u>仮にそうでないとしても、本件のような不適切な排除策を前提に本件機械を設計しておきながら、リフト上に手や身体が入ったときに本件機械が自動的に停止するような対策が講じられていなかった点で、本件機械には欠陥があったものと認めることができる。</u></p> | 東京高裁 | 平成13年4月12日 |

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|-------------------------|---|------|------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 当該製造物を引き渡した時期（技術的実現可能性） | 国立大学法人研究棟ガラス落下事件（No. 249） | 東京地裁 | 平成26年2月26日 |
| | <p><u>現在の技術では、製造の過程で強化ガラスに硫化ニッケルが発生し、残存する可能性を完全に除去することは困難であり、強化ガラスは、外力による破損の可能性のほか、製造過程において発生し、残存した硫化ニッケルの膨張によって自然破損する可能性のあることをも前提として一般的に利用されているのであるから、本件落下事故において落下した強化ガラスが残存した硫化ニッケルの膨張のために自然破損したものであるとしても、強化ガラスとして通常有すべき安全性を欠いていたと認めることはできない。</u></p> | | |

【第2条第3項】

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|-----------------------------------|---|------|-------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 業として製造・加工又は輸入した者 | イシガキダイ料理食中毒事件（No. 94） | 東京高裁 | 平成17年1月26日 |
| | <p><u>製造物責任の主体となり得るか否かは、製造物の製造、加工又は輸入を業として反復継続する者であるか否かによって画されていることは明らかである。また、法が製造業者等の事業態様や経営規模については特段の制約を設けていないこともまた明らかである。</u></p> <p>そして、法が製造業者等の事業態様や経営規模について特段の制約を設けていないのは、・・・危険責任及び報償責任の観点を背景としつつ、さらに、製造物の製造、加工又は輸入を反復継続することを予定する業者としては、そのような業務を行うに当たって、当該製造物に欠陥が存在した場合には過失を前提としない製造物責任を負担すべき危険が伴うことをも企業計算に織り込み、このような危険を分散、回避するための措置を予め講じておくことが可能であることも考慮に入れたものであると解される。</p> <p>・・・このように、製造業者等は、その事業態様や経営規模等にかかわらず、<u>予め危険を分散する手段の有無という点で、これを持たないのが一般である消費者とは性質を異にしているのであって、そうであれば、製造業者等が製造物責任により他人の被った損害を転嫁されることになったとしても、そのことが、損害の公平な分担という不法行為責任の基本原則からみて不合理であるとはいえない</u>というべきである。</p> | | |
| 製造業者として表示をした者・製造業者と誤認させるような表示をした者 | 赤外線ドーム両下肢網状皮斑事件（No. 190） | 大阪地裁 | 平成22年11月17日 |
| | <p>被告販売会社は、本件ドームを製造した者ではなく、また、本件ドームのコントローラー、ボックス及び本件取扱説明書の表紙の「●●」との商標は、<u>商標のみが表示されており、製造業者として明示されているものではないが、電化製品には販売業者ではなく製造業者の商標が記載されることが圧倒的に多いことからすれば、「●●」との商標は、被告販売会社が本件ドームの製造業者であると誤認させるような表示（製造物責任法二条三項二号）であると認められる。</u></p> <p>・・・したがって、被告販売会社は、製造物責任法上の「製造業者等」に当たるといふべきである。</p> | | |

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|--------------------------|---|-------|------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 実質的な製造業者と認めることができる表示をした者 | 健康食品呼吸器機能障害愛知事件（No. 189） | 名古屋高裁 | 平成21年2月26日 |
| | <p>被告Y2（本件健康食品販売会社）は、本件あまめしばに発売者として表示されていること・・・、被告Y2は、・・・から乾燥・粉末化した加工あまめしばを購入し、被告Y1（本件健康食品製造会社）に滅菌・袋詰めを依頼していたこと・・・、被告Y2は、本件あまめしばを、日本の伝統食を基本にした健康食養法・マクロビオティック長寿食の世界的権威・・・Dの氏名を利用した「Dのあまめしば」との商品名で販売していたこと・・・からすると、被告Y2は、本件あまめしばの製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、本件あまめしばにその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者に該当し、製造物責任法2条3項3号による製造業者等であると認められる。</p> | | |

【第3条】

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|----------|---|------|-------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 製造物責任の要件 | 無許可添加物混入健康食品慰謝料請求事件（No. 134） | 大阪高裁 | 平成17年10月14日 |
| | <p>製造業者が製造物責任を負うためには、その製造物について、これを引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したことが要件であるところ・・・原判決の説示のとおり、エトキシキン混入している本件各製品を摂取したことにより、第1審原告らに発がんなどの危険性が生じたことを認めることはできず、第1審原告らの身体を侵害した事実は認められないから、<u>本件各製品にエトキシキンが混入したことによって、第1審原告らの生命、身体又は財産を侵害したと認めることはできない。</u></p> <p>・・・単に精神的苦痛が発生したというだけでは、<u>製造物責任法3条にいう身体の侵害があったということ</u>はできない。</p> | | |
| | エスカレーターからの転落事件（No. 337） | 東京高裁 | 平成26年1月29日 |
| | <p>法3条が製造業者等において製造物を引き渡した場合に製造物責任が生じるとしているのは、製造業者等がその意思に基づいて製造物を流通過程に置いた場合に限って、製造業者等に厳格責任である製造物責任を負担させるという趣旨によるものであるから、その引渡しを民法633条にいう引渡しと同じに解釈しなければならない理由はなく、<u>製造業者等が製造物を自らの意思で流通過程に置いたということができれば、法3条にいう引渡しがあったと解することができるもの</u>というべきである。</p> | | |

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|-------|---|------|------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 主張・立証 | <p>携帯電話低温やけど事件（No.179）</p> <p>控訴人は平成15年5月20日午後8時30分から午後11時ころまでの間（本件時間帯）において、そのズボン前面左側ポケットに本件携帯電話を入れ、<u>被害部位である控訴人の左大腿部と接触する状況にあったこと、本件携帯電話の位置、形状と本件熱傷の位置、形状はほぼ一致すること、本件熱傷は低温熱傷であること、本件携帯電話の温度が約44度かそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続すること、すなわち低温熱傷をもたらす程度に発熱する状態（異常発熱）になることは十分あり得ること、ほかに本件熱傷の原因となり得る事由は見当たらないことなどの諸事情が認められ、これらを総合考慮すれば、本件熱傷は、本件時間帯において、本件携帯電話が低温熱傷をもたらす程度に異常発熱したために生じたもの（本件熱傷が本件携帯電話に起因すること）と推認することができる。</u></p> <p>・・・製造物責任法の趣旨、本件で問題とされる製造物である携帯電話機の特性及びその通常予見される使用形態からして、製造物責任を追究する控訴人としては、本件携帯電話について<u>通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで、欠陥の主張・立証としては足りる</u>というべきであり、<u>それ以上に、具体的欠陥等を特定した上で、欠陥を生じた原因、欠陥の科学的機序まで主張立証責任を負うものではないと解すべきである。</u>・・・携帯電話機使用中に使用者に熱傷を負わせるような携帯電話機は、通信手段として通常有すべき安全性を欠いており、明らかに欠陥があるといえることができるから、欠陥に関する具体化の要請も十分に満たすものといえる。</p> | 仙台高裁 | 平成22年4月22日 |
| | <p>ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件（No.284）</p> <p>本件サファイアが脱落するに至る機序については、B社における組み立て作業の際に、本件サファイアに亀裂が発生し、・・・本件サファイアが脱落したというものである可能性が高いことは、当事者間に争いが無い。</p> <p>・・・「欠陥」の意義、法の趣旨が被害者保護にあることなどに照らし、本件における製造物がコンピュータ・アセンブリなどを組み込んだ複雑な構造を有する本件エンジンであることから判断すると、被控訴人の「欠陥」の存在についての主張、立証は、<u>本件エンジンを適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことの主張、立証で足り、それ以上に本件エンジンの中の欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が発生するに至った科学的機序まで主張立証すべき責任を負うものではないと解するのが相当である。</u></p> <p>・・・本件事故機は、本件事故当時、通常どおり飛行をしていたにもかかわらず、突如、本件エンジンが停止又はこれに近い状態となり、その結果、本件事故機は到着したものであって、このような事故の発生は通常予想することができないものというべきである。</p> <p>加えて、・・・本件エンジンが停止等するに至ったのは、本件コンピュータ・アセンブリ内の本件サファイアが脱落したことが原因であることが判明しているのであり、・・・「欠陥」の部位や態様等も特定されているのである。</p> <p>そうすると、本件エンジンには欠陥があるものと認められる。</p> | 東京高裁 | 平成25年2月13日 |

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|-------|---|------|-------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 懲罰的賠償 | トレーラータイヤ直撃死亡事件（No. 95） | 横浜地裁 | 平成18年4月18日 |
| | <p><u>民事訴訟における損害賠償の目的は発生した損害の補償であり、事実上慰謝料の効果として制裁的機能や抑制的機能が認められることが否定されるわけではないにしても、処罰を目的とする制裁的慰謝料を認めることはわが国のそもそもの法制と調和しないし、現在において制裁的慰謝料の概念が成熟した裁判規範として受容されているとも認めがたい。</u></p> <p><u>したがって、被告会社に制裁的慰謝料を課すことは認められない。</u></p> | | |
| 懲罰的賠償 | 外国製高級車発火炎上事件（No. 99） | 東京高裁 | 平成15年10月30日 |
| | <p><u>我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり（最高裁平成5年3月24日大法廷判決・民集47巻4号3039頁参照）、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない（最高裁平成9年7月11日第二小法廷判決・民集51巻6号2573頁参照）から、被控訴人Y1（本件自動車輸入会社）らに対して制裁的な損害賠償責任を課すべきであるとする控訴人X1（本件自動車運転者）の主張は採用することができない。</u></p> | | |

【第4条】

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|---------------|---|------|------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 開発危険の抗弁 | イシガキダイ料理食中毒事件（No. 94） | 東京高裁 | 平成17年1月26日 |
| | <p><u>法4条1号にいう「科学又は技術に関する知見」とは、科学技術に関する諸学問の成果を踏まえて、当該製造物の欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識のすべてをいい、それは、特定の者が有するものではなく客観的に社会に存在する知識の総体を指すものであって、当該製造物をその製造業者等が引き渡した当時において入手可能な世界最高の科学技術の水準がその判断基準とされるものと解するのが相当である。</u></p> <p><u>・・・製造物責任法のいう開発危険の抗弁の要件は、欠陥の認識不可能性にとどまり、その危険排除の不可能性を要求しているわけではない・・・。</u></p> | | |
| 部品・原材料製造業者の抗弁 | ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件（No. 284） | 東京高裁 | 平成25年2月13日 |
| | <p><u>法四号二号による免責が認められるのは、部品又は原材料の製造業者等に限られ、最終製品の製造業者は同条同号による免責が認められる余地はないから、最終製品の製造業者である控訴人（本件エンジンは完成品であり、その最終製品製造業者は控訴人である。）が、法四号二号の適用により免責される余地はない。そして、法四号二号は、部品の原材料の製造業者等は、それらが組み込まれる他の製造物の製造業者が行う設計に従わざるを得ず、そのために欠陥が生じるという場合があることから、指示に従った部品・材料製造業者については、設計指示をした製造業者と同程度の欠陥の回避の可能性、ひいては帰責性を問うことは適切ではないために設けられたものと解されるから、上記の設計指示がされたと認められない本件においては、完成品である本件エンジンに法四号二号を類推適用することもできない。</u></p> | | |

【第5条第1項】

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|---------|--|--------------|------------------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 長期の期間制限 | 排ガス廃液処理装置沈降槽断裂事件（No. 231） | 神戸地裁 尼崎支部 | 平成 24年 5月 10日 |
| | <p>被告Y（沈降槽製造業者）は、平成一〇年九月三〇日、注文主であるA（本件ガス等処理装置の設置請負業者で本件沈降槽の注文主である訴外会社）との車上引渡しの方法による引渡合意に基づいて、Aに本件沈降槽を引き渡していることと認められることから、かかる時点が、被告Yにおいて本件沈降槽を「引き渡したとき」（製造物責任法五条一項後段）にあたるものと認められ、平成二〇年九月三〇日の経過により、その損害賠償請求権は消滅していると解するのが相当である。</p> <p>この点、原告X（顔料製造販売会社）は、原告Xが本件排ガス等処理装置の引渡しを受けた平成一一年一〇月三十一日を起算点とすべきであると主張するところ、これは、飽くまで、原告Xが、Aから、本件排ガス等処理装置全体の引渡しを受けた時点にすぎない。</p> <p>・・・被告Yにおいて、本件沈降槽についてAらの管理下に置かれた上記平成一〇年九月三〇日以降まで、製造物責任法における損害賠償請求権の除斥期間の起算点を遅らせる合理的な理由はないと言わざるを得ない。</p> | | |

【第6条】

| 項目 | 事件名（PL法関連訴訟一覧の番号） | 裁判所 | 判決年月日 |
|-------------|--|-------|------------------------|
| | 裁判所の判断 | | |
| 民法の適用（過失相殺） | 食品容器裁断機リフト頭蓋（がい）底骨折死亡事件（No. 56） | 東京高裁 | 平成 13年 4月 12日 |
| | <p>本件事故の態様からすれば、亡C（油圧裁断機による裁断作業に従事していた際に死亡した女性）にも、本件機械を停止させず、作動したままのリフト上に身体を入れて、荷崩れしたフードバックを取り除こうとした過失がある。そして、本件リフトが作動している際には、警告ブザーが鳴り続けていることや、万一、これに挟まれた場合には重大な傷害を負う危険のあることが容易に判断できることからすると、この過失は決して小さいものではない。しかし、Y1社（油圧裁断機製造業者）に責任のある本件機械の欠陥の程度や内容、操作担当者の心理として、作業を円滑に進めようとした結果の事故と考えられること、Y2社（合成樹脂成型加工販売業者）の側の注意義務違反の内容など、諸般の事情を比較考慮すると、亡Cの過失割合は五割と認めるのが相当である。</p> | | |
| | カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件（No. 154） | 鹿児島地裁 | 平成 20年 5月 20日 |
| | <p>本件窒息事故は、原告らの自宅内で、原告X3が原告X1らの遊んでいる様子を見ている中で発生しているところ、このような自宅内での幼児の窒息事故を防止する注意義務は、一次的には原告X1の両親である原告X2及び原告X3らにある。しかし、・・・原告X3らは、原告X1が本件カプセルで遊んでいるのを漫然放置し、これにつき十分な管理、監督を行っていたとはいえず、前記注意義務を十分に果たしたとはいえないから、この点は、被告の責任の範囲を判断する上で大きな影響があるといわざるを得ない。</p> <p>そうすると、原告らの損害のうち、被告はその三割を負担するのが相当である。</p> | | |

注： ・ PL法関連訴訟一覧は、<http://www.caa.go.jp/safety/index19.html>に掲載している。

・ 控訴審判決において第一審判決が引用されている場合については、控訴審の判断として記載している。

・ 第2条第2項の項目（）内は、立法段階で国民生活審議会報告等において、欠陥判断の考慮事情として例示された要素。